

1人で悩まず相談を

転勤、就職、進学などのため新生活を始めた方も多いと思います。備えあれば憂いなし、消費生活のトラブルをはじめ、日常生活でのさまざまなお困りごとを相談できる窓口を知っておくと、いざというとき安心です。今回は「岐阜県県民生活相談センター」がどんなところかご紹介します。

県民生活相談センターは、コンサート会場のサラマンカホールでおなじみのOKBふれあい会館（岐阜市藪田南）にあり、県が運営する相談機関として、県民の皆さまからの各種相談をお受けしています。

「消費生活相談窓口」では、消費者と事業者の間の商品やサービスの契約・解約の疑問やトラブルについて、専門の資格を持った相談員が、相談内容を丁寧に聞き取って、解決のための助言、あっせんなどの支援を行っています。また、各市町村にも同様の窓口が開設されています。

納得できない支払い請求などがあっても「自分のせいだから仕方がない」「今さら解約したいなんて言い出しにくい」「家族にも誰にも相談できない」などと諦めてしまったことはありませんか。県や市町村の消費生活相談窓口には、年間約1万3千件もの相談が寄せられますが、相談員の支援を受けて事業者と自主交渉することで、問題解決や被害額の回復につながることも多くあります。解決を諦めず、まずはご相談ください。電話058(277)1003。消費者ホットライン188(近くの市町村、または県の相談窓口につながります)。

また、県民生活相談センターには、「県民相談窓口」と「交通事故相談窓口」もあります。



県民からの各種相談を受け付けている岐阜県県民生活相談センター＝岐阜市藪田南、OKBふれあい会館

「県民相談」では、県の行政に関する相談や、離婚、相続、個人間の金銭トラブル、ご近所付き合いなど、日常生活の悩み事・困り事について相談に応じたり、関係機関をご紹介したりします。また、法律的に難しい問題の場合は、弁護士による「無料法律相談」をご利用いただけます。「交通事故相談」では、過失割合、損害賠償の額、示談の進め方などについて相談に応じます。電話058(277)1001。

いずれの窓口も相談は無料、秘密は厳守しますので、お困りの際は、お気軽にご相談ください。